

事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	警察本部交通企画課
施策名	(2) 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	課(室)長名	井川 光一郎
事業群名	② 交通安全対策の推進	事業群関係課(室)	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課

1. 計画等概要

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】					
《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》					
交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備等の総合的な交通安全対策を推進します。					
事業群指標	最終目標 (毎年)	基準値 (H22～26 平均)	実績 (H27)	達成率	【進捗状況の分析】 交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、幼児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育を実施した結果、平成27年は、目標値の受講者数を上回った。
交通安全教育の受講者数	40万人	395,352人	450,973人	—	
事業群の進捗状況					

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】					
《取組項目及び現状と課題》					
i)交通安全運動、交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚					
<ul style="list-style-type: none"> ・県民の交通安全意識の高揚を図るため、年4回(春・夏・秋・年末)交通安全運動を実施している。 ・高齢化の進展により交通事故死者数に占める高齢者の割合は12年連続して5割を超えており、高齢者の交通事故は10年間で約13%増加している。 ・平成27年の高齢者の運転免許保有者は18万6千人で全体の約2割を占め、10年間で7万1千人増加している。 ・10年間で交通事故件数全体が約25%減少しているのに対し、車両運転中の高齢者の交通事故件数は約23%増加している。 ・高齢者を対象とした交通安全講習、スクアード・ストレート教育技法による交通安全教室の開催など、各世代の生涯教育として体系的・段階的かつ反復継続して交通安全教育を実施しており、平成27年の受講者数は450,973人であった。 					
ii)関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進					
<ul style="list-style-type: none"> ・「人優先」の交通安全思想を基本とした、高齢者、子供等の交通弱者の交通安全対策については、各地域において交通情勢が異なることから、市町との連携や地域に密着した活動が重要である。 ・運転免許を取得したことがなく、交通ルールを学ぶ機会がなかった高齢歩行者、加齢に伴う身体的能力の低下を自覚していない高齢運転者及び地域活動や老人クラブ活動に参加せず、情報を得ることができない高齢者が増加している。 ・少子化が進展する中、安心して子供を産み、育てることのできる社会を実現するためには、子供に対する適切な交通安全教育の実施が重要である。 ・嘱託職員による交通安全対策及び不法占有防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を行うことで、道路交通の安全確保に取り組んでいる。 					
iii)交通環境の整備					
<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故死者数に占める高齢者の割合が高く、また、安全不確認、脇見運転等の安全運転義務違反に起因する死亡事故の割合が高くなっていることから、交通の安全と円滑のバランスに配慮しつつ交通弱者の保護を念頭に置いた交通事故が起きにくい交通環境の整備を推進している。 ・平成26年から免許の取得・更新者に対して、一定の病気に関して質問する制度が始まり、病気を有する者からの運転適性相談件数が増加しており、円滑な業務推進のための体制を充実する必要がある。 					
iv)交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持					
<ul style="list-style-type: none"> ・悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを実施することで交通秩序を維持している。 ・交通事故発生件数の過去3年間(H24～H26)の平均が6,887件のところ、平成27年は6,121件であった。 ・暴走族等に関する110番受理件数の過去3年間(H24～H26)の平均が143件のところ、平成27年は106件であった。 ・違法駐車に関する110番受理件数の過去3年間(H24～H26)の平均が2,774件のところ、平成27年は2,348件であった。 					

2. 27年度取組実績

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				事業の成果等	中核事業	
			H27実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	事業内容 (事業の実施状況)	指標	主な目標	H27目標	H27実績			達成率
			H28計画	一般財源	人件費(参考)					H28目標	—			—
取組項目 1	高齢者交通事故防止総合対策事業	(H27 終了) H26-27	4,021	4,021	3,222	県民全体・高齢者	高齢運転者を対象とした参加体験型講習会を県内4か所で開催するとともに、医療機関等と連携した広報啓発活動に取り組んだ。そのほか、高齢者交通安全教育指導者の研修会を開催するなど、総合的な高齢者の交通事故防止対策を実施した。	活動指標	参加体験型講習会開催数(回)	4	4	100%	平成27年の高齢者の交通事故死者数は31人であり、前年より3人増加したが、高齢者の交通事故発生件数及び負傷者数のいずれも前年より減少した。	○
	交通・地域安全課	—	—	—	成果指標			高齢者の交通事故死者数(人)	28以下	31	90%			
	「なくそう!高齢者の交通事故」総合対策事業	(H28 新規) H28-30	—	—	—	県民全体・高齢者	加齢に伴い身体的能力や判断力が低下した高齢者や運転免許証を保有したことがなく交通ルールやマナーを理解していない高齢者を交通事故の被害者及び加害者としないうえ、高齢者交通事故防止対策を総合的に実施する。	活動指標	参加体験型講習会開催数(回)	—	—	—	—	○
	交通・地域安全課	4,074	4,074	3,226	成果指標			高齢者の交通事故死者数(人)	—	—	—			
	交通安全教育推進事業	交通企画課	44,071	37,089	195,761	歩行者 運転者	幼児から高齢者までの各世代に応じた歩行者に対する交通安全教育及び職場・高齢者・若年者・女性・二輪車等の区分に応じた参加・体験型講習を主体とした運転者に対する交通安全教育を実施した。	活動指標	交通安全教育実施回数(回)	6,000	6,963	116%	平成27年中、幼児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育を実施した結果、交通安全教育の実施回数及び受講者数共に目標を達成した。	○
	交通安全企画課		44,190	37,787	198,399			成果指標	交通安全教育の受講者数(人)	350,000	450,973	128%		
	交通安全対策推進事業	交通・地域安全課	7,013	7,013	5,639	県民全体・関係機関・関係団体	交通安全対策会議を開催し、「平成27年度長崎県交通安全実施計画」を定め、総合的な交通安全対策を推進した。また、県内の小・中・高等学校等の児童・生徒から交通安全図画・作文を募集し、交通安全意識の高揚を図った。	活動指標	交通安全対策会議開催回数(回)	1	2	200%	・平成27年の交通事故死者数は現行警察制度が発足した昭和29年以降では3番目に少ない45人であったが、目標値である40人以下は達成できなかった。交通事故発生件数、負傷者数及び死者数のいずれも前年より減少し、特に負傷者数については、平成4年以来23年ぶりに7千人台となった。 ・交通安全意識の啓発を図るため募集した図画・作文は、県内の小・中・高等学校から図画864点、作文162点の応募があり、優秀作品については、平成28年2月9日に開催した長崎県交通安全推進県民協議会総会において表彰した。	○
	交通・地域安全課		8,521	8,521	5,646			成果指標	年間の交通事故死者数(人)	40以下	45	88%		
	交通安全運動推進費	交通・地域安全課	1,288	1,288	4,834	県民全体・関係機関・関係団体	全国交通安全運動(春・秋)を始め、交通安全県民運動(夏・年末)、交通安全の日(毎月20日)県民運動、高齢者交通安全推進県民運動、飲酒運転追放県民運動、シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動等を県内一円にわたって展開し、市町、関係機関・団体と一体となって交通安全思想の普及徹底を図った。	活動指標	交通安全運動ポスター配布数(枚)	26,000	26,880	103%	平成27年の交通事故死者数は現行警察制度が発足した昭和29年以降では3番目に少ない45人であったが、目標値である40人以下は達成できなかった。交通事故発生件数、負傷者数及び死者数のいずれも前年より減少し、特に負傷者数については、平成4年以来23年ぶりに7千人台となった。	○
	交通・地域安全課		1,383	1,383	4,839			成果指標	年間の交通事故死者数(人)	40以下	45	88%		
	交通死亡事故多発防止費	交通・地域安全課	186	186	403	県民全体・関係機関・関係団体	交通死亡事故が多発した場合、県内全域又は特定地域に警報を発令し、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を講じて、速やかに交通死亡事故の鎮静化を図る。	活動指標	警報発令時の集中的な広報活動の実施	数値目標なし	※発令なし	—	平成27年度の警報の発令はなかったが、ラジオ等による広報を実施し、交通死亡事故の抑止を図った。	○
	交通・地域安全課		294	294	403			成果指標	発令期間中の交通死亡事故件数(件)	0	0	—		

取組項目 ii	交通安全指導員育成費	S48-	44,106	44,106	2,417	交通安全推進関係団体	交通安全に関する街頭指導、安全教育、広報活動等に従事する交通安全指導員を設置している(一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員の指導力の向上を図るとともに、その活動を通じ、各地域における交通事故の防止を図った。	活動指標	交通安全指導員研修会開催回数(回)	4	4	100%	幼児・児童・高齢者への交通安全教育、街頭指導、交通安全のための広報活動などを交通安全指導員が各地域で積極的に実施したことにより、幼児・児童、高齢者を始めとする歩行者の安全の確保及び県民の交通安全意識の高揚が図られた。	○	
	交通・地域安全課		46,409	46,409	2,419			成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	1	100%			
	市町村交通指導員育成費	交通・地域安全課	228	228	1,611	市町村交通指導員	市町村が委嘱している交通指導員に対して、交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を、県内ブロック別に実施し、交通安全思想の普及を図った。	活動指標	研修開催回数(回)	10	10	100%	交通指導員の研修により、交通指導員の資質の向上が図られた。		
	交通・地域安全課		228	228	1,613			成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	1	100%			
	交通安全母の会育成費	S53-	747	747	1,611	交通安全推進関係団体	「交通安全は家庭から」をスローガンとして、交通安全活動を実践する母の会の活動がより効果的に推進されるよう、長崎県交通安全母の会連合会へ補助金を交付するとともに、活動の活性化を図った。	活動指標	交通安全推進イベント開催回数(回)	1	1	100%	積極的な交通安全活動を実践している交通安全母の会に対する育成指導の強化、活動の活性化を図ることにより、子供や高齢者等の交通事故防止に寄与した。		
	交通・地域安全課		747	747	1,613			成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	1	100%			
	交通安全確保業務	H15-	5,137	0	0	交通安全確保業務嘱託職員	交通安全対策及び不法占用防止等のパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った。	活動指標	特殊車両通行審査を行うことで、道路交通の安全確保を行う。	数値目標なし	安全確保	—	嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を行うことで、道路交通の安全確保に寄与した。		
	道路維持課		5,125	0	0			成果指標	パトロール等による適正な道路管理	数値目標なし	適正管理	—			
	取組項目 iii	交通安全施設整備事業	交通規制課	1,439,244	654,201	178,038	道路利用者	交通管制センターで制御する信号機のエリア拡大及び更新、視認性に優れた環境に優しいLED信号機の整備、バリアフリー対応の信号機・標示等の改良、交通信号機や横断歩道の新設等交通安全施設の整備を推進し、交通事故の抑止を図った。	活動指標	交通信号機の新設(基)	13	13	100%	交通の安全と円滑のバランスに配慮した交通環境を構築するため、必要となる信号機等を整備しており、平成27年度には新たに13基の信号機を整備したことなどにより、交通事故の抑止を図った。	○
		交通規制課		1,443,436	651,250	178,237			成果指標	交通事故(人身)発生件数(信号機新設箇所前後半年間の比較)(件)	7以下	2	100%		
運転免許行政の推進事業		運転免許保有者・新規取得者	573,180	573,180	417,300	運転適性相談による聞き取り件数(件)	運転適性相談に当たっては、運転免許試験場内に専用の相談室を設けて、相談者のプライバシーに配慮するなど適正に実施した。	活動指標	運転適性相談による聞き取り件数(件)	—	1,494	—	適正な運転適性相談業務を推進し、一定の病気を持つ者等に対する交通安全意識の向上に寄与した。		
運転免許管理課			739,599	739,599	450,027			成果指標	診断書受領件数(件)	—	917	—			
取組項目 iv	交通秩序の維持事業	交通指導課	260,846	230,477	2,207,344	運転者	交通事故発生状況を分析した上で、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、無謀な追い越し違反など交通事故につながる交通違反の取締りを重点的に実施して、交通秩序の維持を図った。	活動指標	悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数(件)	数値目標なし	31,550	—	交通指導取締り等を通じ交通秩序の維持を図ることで交通事故発生件数の減少につながった。	○	
	交通指導課		253,056	218,525	2,222,714			成果指標	交通事故発生件数(過去3年間の平均件数以下)(件)	6,887以下	6,121	112%			
									6,584以下	—	—				

3. 検証及び問題点の抽出

【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

- i)交通安全運動、交通安全教育等の推進に関しては、年4回の交通安全運動、幼児から高齢者までの各世代の特性に応じた交通安全教育等を交通事故の分析結果や法改正の内容等を踏まえて実施し、県民の交通安全意識の高揚が図られた。
- ・平成27年の交通事故死者数は現行警察制度が発足した昭和29年以降では3番目に少ない45人であったが、目標値である40人以下は達成できなかった。しかしながら、交通事故発生件数、負傷者数及び死者数はいずれも前年より減少し、特に負傷者数については平成4年以来23年ぶりに7千人台となった。
 - ・平成27年の高齢者の交通事故死者数は31人であり、前年より3人増加したが、高齢者の交通事故発生件数及び負傷者数はいずれも前年より減少した。
 - ・平成27年の交通事故死者数のうち高齢者は31人で、全体の約7割を占めており、交通事故死者数で大きなウエイトを占めている高齢者を交通事故から守ることにより、全体としての交通事故の抑止を図り、交通事故のない安全で安心な地域社会づくりを推進する必要がある。
- ii)関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進については、地域の交通安全活動の中核を担う交通指導員、交通安全指導員及び交通安全母の会に対する活動支援、各種研修会等の実施を通じて、幼児・児童、高齢者を始めとする歩行者の安全の確保及び県民の交通安全意識の高揚が図られた。
- また、嘱託職員による交通安全対策及び不法占有防止等に対するパトロールの実施には啓蒙効果があり、道路交通の安全確保に一定の成果を上げている。
- iii)交通環境の整備に関しては、限られた予算の中、危険度に応じた各種安全対策として、
- ・事故の発生状況、県民からの要望等により把握した道路交通の実情にマッチした交通規制の新設及び見直し並びに信号機の設置
 - ・生活道路における歩行者等の安全な通行の確保のための「ゾーン30」の整備、各種通学路の安全対策の推進
 - ・先行的な交通事故防止対策としての二次点検プロセスの推進
 - ・円滑で事故のない交通流確保のための光ビーコンの整備等高度道路交通システム(ITS)の推進
- 等の対策を推進することにより、交通事故の抑止効果が図られているところである。
- 今後、自動車専用道路等の新設、住宅・工業団地・商業施設等の大規模開発等に伴い、交通環境が目まぐるしく変化することが見込まれ、また、交通安全施設の維持管理は交通の安全と円滑に大きな影響を及ぼすことから、道路管理者との連携を深化させ、常に変化する交通情勢を的確に分析して、重点的、効果的かつ能率的にこれらの対策を推進し、交通の安全と円滑のバランスに配慮した交通事故防止対策をより一層強化しなければならない。
- 運転免許行政の推進については、増加する運転適性相談に対しこれまでは職員が医療用語を調べるなどして対応したが、今後は認知症などを患った高齢者の増加が予想されるため、より専門的な知識を有する運転適性相談員による対応が必要である。そこで、平成28年4月からは看護師資格を有する運転適性相談員2名を運転免許試験場に配置し、専門的知識を生かしてより円滑で適切な病状の把握につながっているが、今後は運転適性相談員を配置したこと等の広報を推進し、より相談しやすい環境を構築していく必要がある。
- iv)交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持に関しては、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、無謀な追い越しなど交通事故につながる違反を重点的に取り締まった結果、成果指標である交通事故発生件数の減少につながっている。



4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】	【個別事務事業の見直し】			
	事務事業名	事業構築の視点	見直しの方向	
i)交通安全運動、交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚 平成28年度を初年度とする5か年計画「第10次長崎県交通安全計画」に基づき、平成28年度長崎県交通安全実施計画を策定し、関係機関・団体等と緊密な連携の下に交通安全運動、交通安全教育等を継続して推進し、交通安全意識の高揚を図っていく。 特に、交通事故死者数で大きなウエイトを占めている高齢者を交通事故から守ることにより、全体としての交通事故の抑止を図り、交通事故のない安全で安心な地域社会づくりを推進する。	「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業	②	高齢運転者・歩行者を対象とした参加体験型講習会を県内4か所で開催するなど交通安全教育を幅広く実施するとともに、高齢者交通安全意識の高揚を図る県民参加型の啓発を行うなど、総合的な高齢者の交通事故防止対策を実施する。 全交通事故死者数に占める高齢者の割合については、平成16年以降12年連続して半数を超えるという状況が続いていることから、引き続き全体の交通事故死者数の減少につながる高齢者関連の交通死亡事故防止に総合的に取り組んでいく。	拡充
	交通安全教育推進事業	—	平成28年は、これまでの交通安全教育の実施回数及び受講者数を維持しつつ、増加傾向にある高齢者の交通事故を抑止するため、高齢者に対する安全教育の充実を図りながら交通安全教育を推進する。 当事業は、反復継続して実施しなければその効果が得られないことから、生涯教育として体系的・段階的に継続して実施していく。	現状維持
	交通安全対策推進事業	—	平成28年度から平成32年度の交通安全に関する総合的な指針となる「第10次長崎県交通安全計画」を策定するとともに、平成28年度の交通安全実施計画を策定し、関係機関・団体等への配布・周知を図るなどにより、交通安全対策事業を推進する。また、県内の小・中・高等学校等の児童・生徒から交通安全図画・作文を募集して、交通安全意識の啓発を図る。 交通安全対策基本法で、交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推し進めていく必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
	交通安全運動推進費	—	春と秋の全国交通安全運動、夏と年末の交通安全県民運動等を推進し、県民全体の交通安全への認識を深め、交通事故の防止を図る。 県民一人一人が交通安全に関する正しい知識と交通道徳を身につけることが大切である。このため、各季の交通安全運動を始め、年間を通じての県民運動を推進して交通安全意識の高揚を図っていく必要があり、本事業を継続していく。	現状維持
	交通死亡事故多発防止費	—	交通死亡事故が多発した場合、県内全域又は特定地域に警報を発令し、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を講じて、速やかに交通死亡事故の鎮静化を図る。 交通死亡事故が多発し、交通の安全確保に著しい不安が生じるおそれがある場合、可能な限り交通死亡事故を減少させるとともに、多発した場合には緊急に対策を講じ、交通死亡事故の抑止を図っていく必要があり、本事業を継続していく。	現状維持

ii)関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進 各地域や学校、団体等の特性に応じた交通安全教育を行うため、地域において交通安全活動に取り組む交通指導員、交通安全指導員、交通安全母の会等との連携強化が重要であることから、事業を継続する。	交通安全指導員育成費	—	交通安全指導員を配置している(一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員の指導力の向上を図るとともに、幼児、児童、高齢者等への交通安全教育・指導を充実させ、交通事故の防止を図る。 交通安全指導員は児童等の交通安全教育、広報活動、街頭指導などの地域社会における歩行者の安全確保・交通安全指導の中核を担っており、交通安全指導員配置後、本県における子供の交通事故は毎年確実に減少しており、この減少傾向を維持していくためには、交通安全指導員による継続的な指導教育・街頭での交通安全確保が不可欠であり、本事業を継続していく。	現状維持
	市町村交通指導員育成費	—	市町村が委嘱している交通指導員に対して、交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を、県内ブロック別を実施する。 市町村が委嘱している交通指導員に対して指導教育を実施することは、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に定められた県の責務であり、また、交通法規など統一的な指導育成を行うことは、交通指導員の資質の向上及び道路歩行者等の交通事故の抑止のため重要であり、本事業を継続していく。	現状維持
	交通安全母の会育成費	—	地域に根ざした交通安全教育と積極的な交通安全活動を実践している交通安全母の会の育成指導を行う。 交通事故から長崎県民の生命・身体・財産を守るため、無償で献身的なボランティア活動を行っている「交通安全母の会」を育成するとともに、県内組織の活性化に取り組んでいる長崎県交通安全母の会連合会の役割は重要であり、本事業を継続していく。	現状維持
	交通安全確保業務	—	平成28年は、嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可申請を実施している。 平成29年以降も、道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、今後も本事業を継続していく。	現状維持
iii)交通環境の整備 長崎県交通安全計画に基づき、長崎県公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図っていく。 また、今後も引き続き、運転適性相談に的確に対応していく。	交通安全施設整備事業	—	平成28年度は道路の新設改良、県民からの要望等による信号機の新設、交通管制センター関係の高度化更新、道路利用者に分かりやすい標識・標示の設置及び維持管理等を図っていく。 信号機、道路標識等の設置・管理による交通規制については、道路交通法第4条において、都道府県公安委員会の権限とされており、道路の新設・改良、地域開発、道路利用者の変化等に伴い、交通環境は毎年変化することから、交通の安全と円滑のバランスに配慮しつつ本事業を継続していく。	現状維持
	運転免許行政の推進事業	⑨	平成28年4月から看護師資格を有する運転適性相談員2名を運転免許試験場に配置し、専門的知識を生かして適切に病状を把握しており、病気を有する者の迅速かつ適正な発見につながっている。 認知症を患った高齢者による重大事故の多発を受け、更新時等に限らず一定の違反行為を行った75歳以上の高齢者に対して臨時認知機能検査を実施することなどを内容とする道路交通法の改正が平成29年3月12日に施行される。この改正に伴い、認知症に係る相談件数の急増が予想されることから、対応できる環境整備に努めていく。	拡充
iv)交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持 現在、交通事故発生状況、道路状況等を分析した上で、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、無謀な追い越しなど交通事故につながる違反を重点的に取り締まっているところであるので、今後も継続して実施する。	交通秩序の維持事業	—	平成28年も飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、無謀な追い越しなど交通事故につながる違反に重点を置いた交通指導取締りを推進中であり、現在、交通事故発生件数が減少するなど交通事故抑止の効果が出ているため、平成29年も本事業を継続していく。	現状維持